

## 台湾 2023年5月9日に「商標法の一部改正草案」が三読通過 -早期審査制度規定の追加

〈台湾商標法の一部改正草案〉が2023年5月9日に台湾立法院の審議を通過した<sup>1</sup>。今回の法改正により、商標権者にとって有利な制度が多数追加された。主な改正ポイントは次のとおりである。

### 一、商標法登録出願の早期審査が可能

改正案第19条第8項の早期審査では、出願人は、早急に権利を取得する必要がある場合（侵害訴訟による権利確認、又は既に市場に出回っている商品への対応等特殊なニーズがある場合）、事実及び理由を陳述し、早期審査費用6,000台湾ドルを納付することで、早期審査を申請することができ、審査時間は2ヵ月に短縮されると規定されている。ただし、台湾知的財産局が既に補正又は拒絶理由を通知している場合は、早期審査を利用することができない。

### 二、商標代理人の管理に関する規定

改正案第6条第2項第2号、第3項の商標代理人制度では、商標の専門能力を有する者のみを商標代理人とし、登録及び職業研修の終了後にのみ商標代理業務を行うことができると規定されている。

### 三、「指名的フェアユース (nominative fair use)」の明文化

改正案第36条第1項第2号では、「商業取引の習慣に該当する信義誠実の原則に従い、商品又はサービスの使用目的を表示する場合であって、他人の商品又はサービスを示すために他人の商標を使用

<sup>1</sup> <https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-87-922209-a64f2-1.htm>

する必要がある場合」という規定により「指名的フェアユース (nominative fair use)」が権利侵害とならないことが明文化されている。

例えば、携帯電話の修理サービスを提供する店舗の看板に、各携帯電話メーカーの商標を使用して、提供するサービスに対応する携帯電話のメーカーを示している場合は、権利侵害にならない。

#### 四、税関押収手続きの簡素化

改正案第 75 条第 2 項では、税関が輸出入商品が商標権を侵害している虞があることを商標権者に通知した後、商標権者が必ずしも自ら税関に赴き侵害認定を行う必要が無いことが規定されている。商標権者が税関において「真贋判定のポイントに関する説明」の登録を完了していれば、押収された輸出入商品に商標権を侵害している虞がある場合、税関の「商標権侵害識別デジタルプラットフォーム」が提供する写真ファイルを用いて、侵害品か否かを判断することができる。

また、知的財産局は、異議申し立て、無効審判の審理及び関連する救済手続き、商標権消尽の原則、機能的要素を表わす商標の登録要件等に関連する規定についても更にもう一つの「商標法の一部改正草案」において規定している。なお、これら改正草案は、現在立法院で審理中であり、立法院の三読会を通過後に改めて紹介したい。

### Wisdom 最新知財ニュース

#### 元太 (E INK) とシャープが協業し、電子ペーパーディスプレイを発売

電子ペーパー分野で世界をリードしている元太科技工業股份有限公司 (E INK HOLDINGS INC.) は、シャープ株式会社と協業し、電子ペーパーディスプレイ「ePoster」を発売することを発表した。両社は 42 型のモノクロ電子ペーパーディスプレイを今年の 4 月に日本で発売を開始する。今後、両社は協力して大型やカラーの電子ペーパーディスプレイの開発、及び電子ペーパーディスプレイ市場の開拓に取り組む。 [\(続きを見る\)](#)

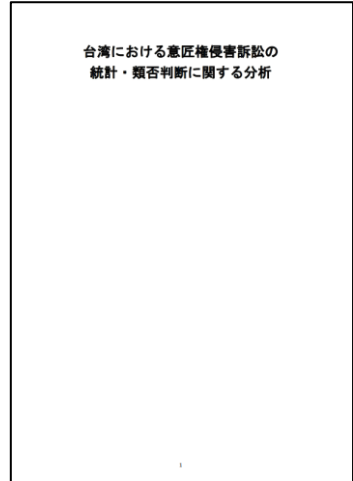
#### 日本の創薬ベンチャーである瑞格国際生技 (レグイミュン) が台湾で上場予定

ヒトの免疫系疾患や悪性腫瘍に対する革新的な免疫療法の開発に取り組む、日本の理化学研究所発の創薬ベンチャーである瑞格国際生技 (レグイミュン) は、三福化工 (San Fu Chemical) 傘下の子会社である三福生技 (San Fu Biotech) とライセンス契約を結び、アジアでの急性移植片対宿主病 (GVHD) に対する低分子新薬 RGI-2001 の開発及び商業に係るライセンスを三福生技に付与すると発表した。 [\(続きを見る\)](#)

**日本特許庁委託、日本台湾交流協会発行の報告書「台湾における意匠権侵害訴訟の統計・類否判断に関する分析」の執筆協力をさせていただきました。**

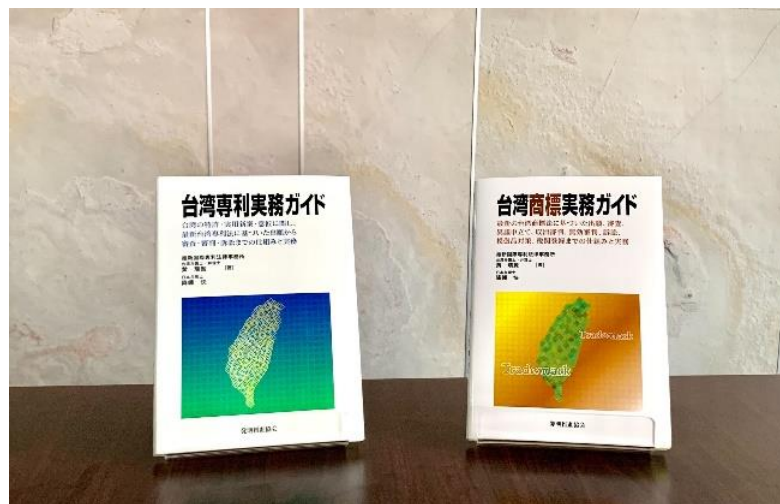
この度、日本特許庁委託、日本台湾交流協会 2023 年 3 月発行の報告書「台湾における意匠権侵害訴訟の統計・類否判断に関する分析」の執筆協力をさせていただきました。報告書全文は[こちら](#)よりご覧いただけます。本報告書の作成に携われたこと、大変光栄に思います。

本報告書では、まず台湾における意匠の類否判断の基本的な考え方を専利侵害判断要点の内容に沿って説明し、次に近 10 年の台湾意匠権侵害訴訟の統計資料を様々な角度から分析しています。また 2016 年より専利侵害判断要点で明文化された、意匠の類否判断手法の 1 つ「三者比較法」に関し、その適用事例や非適用事例について検討しています。このほか、台湾意匠権侵害訴訟における類否判断の重点である、消費者の「注意を惹きやすい部位又は特徴」の認定について、統計資料に基づいた分析を行っており、最後には日系企業に対するアドバイスも提供しています。



弊所では、クライアント様に質の高いサービスを提供するためプロフェッショナルとしての能力を高めることを常に心がけています。今後もクライアント様により良いサービスを提供できるよう努めてまいりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

**台湾現行法及び最新実務に対応した弊所執筆の日本語書籍「台湾専利実務ガイド」(2020 年 4 月発行) 及び「台湾商標実務ガイド」(2022 年 2 月発行) が発売中**



台湾現行法及び最新実務に対応した弊所執筆の日本語書籍「[台湾専利実務ガイド](#)」(2020 年 4 月) 及び「[台湾商標実務ガイド](#)」(2022 年 2 月) に[発明推進協会様](#)より発行されています。

2020 年 4 月に「台湾専利実務ガイド」を出版し、台湾での専利出願、無効審判、侵害訴訟などの諸制度を日本の読者に紹介した当書は、各界から多くの反響があり、好評を得ています。

また「台湾専利実務ガイド」に続き、台湾商標に関する書籍として、台湾商標の出願から登録までの流れ、争議案件に関する解説のほか、商標権の保護まで体系的に紹介した「台湾商標実務ガイド」も 2022 年 2 月 17 日に出版されました。

「台湾専利実務ガイド」及び「台湾商標実務ガイド」の両書は台湾の知的財産権に関して体系的に理解できるものとなっており、皆様のお役に立てるものと考えております。

## 受賞(Awards)

弊所は 2022 World Trademark Review 1000 ランクイン、2022 IAM Patent 1000 「Prosecution」選出、IP Stars 2022 及び ASIA IP 2022 でランクインしています。



- ✦ 今回取り上げた内容についてご不明な点等がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。
- ✦ 配信停止：タイトルに『配信停止』をご記入のうえ、wisdom@wisdomlaw.com.tw 宛にお送り下さい。
- ✦ 配信先変更：タイトルに『配信先変更』と本文に変更前及び変更後のアドレスをご記入のうえ、wisdom@wisdomlaw.com.tw 宛にお送り下さい。